

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間④に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年7月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月1日から48年9月10日まで  
② 昭和49年5月9日から51年9月21日まで  
③ 昭和51年11月1日から54年10月21日まで  
④ 昭和55年5月6日から平成18年3月31日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）で勤務していた申立期間①、C株式会社（現在は、株式会社D）で勤務していた申立期間②及び③、E株式会社で勤務していた申立期間④について、年金機構に記録された標準報酬月額に現物給与で支給されていた住宅費と食事代が含まれていないので、調査の上、当該記録を訂正していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

E株式会社の破産管財人が保管する申立人に係る給与明細書の記載によると、申立期間④のうち、平成15年7月分の給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（36万円）がオンライン記録の標準報酬月額（30万円）を上回っていることが確認できる。

また、標準報酬月額の算定の基礎となる報酬については、厚生年金保険法第25条により、「報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣（平成15年当時は、社会保険庁長官）が定める。」とされており、金銭（通貨）以外のもので支払われる住宅、食事等の現物給与を算入することとされているところ、E株式会社の元代表取締役及び経理担当者の供述により、申立人は当該期間において事業主から提供された社宅に居住し、当該社宅の居室面積は平成15年当時の「現物給与の価額を定める公示」における一月当たりの住宅に係る現物給与の標準価格1万5,000円の提供があったと認められる。

さらに、申立人が主張する食事の提供について、申立人は「勤務先の食堂で提供する食材の一部を用いて夫婦2人分の食事を作っていた。」と主張しているところ、申立期間当時の元代表取締役もそのことを了解していたと述べており、事業主により平成15年当時の「現物給与の価額を定める公示」における一月当たりの食事に係る現物給与の標準価格1万8,600円の提供があったと認められる。

したがって、申立人の当該期間における報酬月額は現金による給与支給額（29万1,338円）に現物給与額（3万3,600円）を加えた32万4,938円であったと認められることから、申立期間④のうち、平成15年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E株式会社に保管されていた平成17年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には「現物によるものの額」として5,000円のみが記載されており、申立期間当時の経理担当者は、現物給与として5,000円を届け出ていたと述べていることから、事業主は給与明細書において確認できる給与支給額に現物給与を加えた報酬月額を届け出ておらず、その結果社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和60年1月1日から平成15年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年3月31日までの期間については、給

与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間④のうち、昭和55年5月6日から60年1月1日までの期間については、E株式会社が既に廃業しており、関連資料等が見当たらないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間④当時の複数の元同僚に照会を行ったが、昭和55年5月6日から60年1月1日までの期間について、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、B株式会社は申立期間①当時の賃金台帳等の資料が保管されていない旨の回答をしていることから、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①当時のA株式会社における複数の元同僚に照会を行ったが、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

申立期間②及び③について、株式会社Dは申立期間②及び③当時の賃金台帳等の資料が保管されていない旨の回答をしていることから、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間②及び③当時のC株式会社における複数の元従業員に照会したが、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は24万円、同年12月から8年2月までは26万円、同年3月は19万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から9年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から9年8月26日まで  
株式会社Aに勤務し、B誌の編集の仕事をしていた。申立期間には月額25万円程の給与を受けていたが、標準報酬月額がそれよりも低く記録されているので、調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録において、申立期間における厚生年金保険加入事業所は株式会社Aになっている一方、申立人が所持する雇用保険受給資格者証における雇用保険加入事業所名及び申立人名義の預金口座の入出金記録における給与振込者は株式会社Bと記載されている。

このことについて、i) 株式会社A及び株式会社Bの元代表取締役が同一人物であること、ii) 株式会社Aの同僚についても株式会社Bから給与が振り込まれていること、iii) 株式会社Bは厚生年金保険適用事業所としての記録は無く、同僚のオンライン記録においても全員が株式会社Aの被保険者となっていること等から、両社は一体のものであり、給与支払者は

異なるものの、当該給与振込記録は株式会社Aに係る給与と見なすことが妥当である。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記元代表取締役は、会社は既に清算終了しており関連資料も残っていないため、申立期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない旨を回答している。

しかし、株式会社Bから給与が振り込まれていた同僚が所持する給与明細書において、各月ごとに給与総支給額に基づく標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人及び複数の同僚も同様の控除方法であった旨を供述していることから、申立人についても同様の方法で保険料を控除した後の給与が振り込まれたと考えるのが自然である。

したがって、申立期間のうち、平成7年6月1日から8年4月1日までの期間及び同年5月1日から8年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記申立人名義の預金口座への給与振込額から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、7年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は24万円、同年12月から8年2月までは26万円、同年3月は19万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から同年11月までは26万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、平成9年3月1日から同年8月26日までの期間について、申立人に係る雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額から、申立人は、当該期間のそれぞれの月において、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が支給され、当該事業所においては、上記のとおり報酬月額に基づく標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記離職時賃金日額から、平成9年3月から同年7月までは26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年12月1日から9年3月1日までの期間について、上記給与振込額から推認した8年11月分給与総支給額及び上記離職時賃金日額から推認した9年3月分給与総支給額がいずれも標準報酬月額26万円に相当する報酬月額であることから、当該期間においても、前後の標準報酬月額である26万円に相当する報酬月額が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたものとするのが自然である。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、平成8年12月から9年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記推認される報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記により推認される報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年4月1日から同年5月1日までの期間については、上記給与振込額等から推認される報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成5年12月1日から7年6月1日までの期間について、上記元代表取締役は、関連資料は残っていない旨を回答しており、申立人が記憶する複数の金融機関に照会したが、株式会社A又は株式会社Bからの振込記録は確認できない。

さらに、複数の同僚に照会したが、当該期間に係る申立人の報酬月額及び保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和50年2月、同年4月及び51年7月から52年12月までは14万2,000円、60年10月は30万円、同年11月は38万円、平成3年10月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月10日から50年3月1日まで  
② 昭和50年4月1日から53年1月1日まで  
③ 昭和55年10月1日から56年3月1日まで  
④ 昭和60年10月1日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和61年10月1日から平成5年7月1日まで  
⑥ 平成8年8月1日から12年7月1日まで

年金事務所の記録では、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が当時の給与額と比較して低くなっている。給与明細書を所持している期間も有るので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報



酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人の申立期間に係る保険料控除方法について、A株式会社は、当月控除である旨の回答をしているが、申立人が所持する給与明細書において、資格喪失月に保険料が控除されていることから、翌月控除であると考えられる。

したがって、申立期間のうち、昭和51年8月1日から53年1月1日までの期間、60年10月1日から同年12月1日までの期間、平成3年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額から、昭和51年8月から52年12月までは14万2,000円、60年10月は30万円、同年11月は38万円、平成3年10月は47万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和50年2月1日から同年3月1日までの期間及び51年7月1日から同年8月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書において、標準報酬月額14万2,000円に見合う保険料が控除されていることが確認できるが、給与総支給額が確認できない。しかし、当該期間の翌月である50年3月及び51年8月の給与明細書における基本給、家族手当等の固定給は、標準報酬月額14万2,000円より高額であることが確認できることから、当該期間についても、同標準報酬月額より高額な給与が支給されたと考えるのが相当であり、50年2月及び51年7月の標準報酬月額については、14万2,000円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和50年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において、標準報酬月額14万2,000円より高額な給与が支給されていることが確認できるが、保険料控除額が確認できない。しかし、当該期間の直前の50年3月及び同年4月の給与明細書において、標準報酬月額14万2,000円に見合う保険料が控除されていたことが確認できることから、当該期間においても同額の保険料が控除されたと考えるのが相当であり、50年4月の標準報酬月額については、14万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年10月1日から56年3月1日までの期間、61年10月1日から平成3年1月1日までの期間、同年4月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、4年1月1日から5年7月1日までの期間、8年8月1日から9年11月1日までの期間及び10年1月1日から12年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成3年1月1日から同年2月1日までの期間、同年12月1日から4年1月1日までの期間及び9年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が支給されていることが確認できるが、保険料控除額が確認できない。なお、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書には前月分の標準報酬月額に係る保険料控除額が記載されているが、仮に当該期間において、同額の保険料が控除されたとしても、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額と一致しているか、又は低額であることから特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立期間のうち、昭和49年12月10日から50年2月1日までの期間、50年5月1日から51年7月1日までの期間、平成3年2月1日から同年4月1日までの期間、及び9年12月1日から10年1月1日までの期間について、A株式会社は、賃金台帳等の関連資料を保管していないと回答しており、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に係る供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

申立期間については、D市にあったA株式会社C部から同社E工場に転勤したが、継続して勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。調査し、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C部から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「A株式会社C部は、同社E工場に移転した後に閉鎖された。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社E工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月15日は25万円、同年12月15日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月15日  
② 平成15年12月15日

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成15年の夏と冬の賞与分の厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答及び申立人が所持している申立期間に係る給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書の保険料控除額から、平成15年6月15日は25万円、同年12月15日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月30日から34年4月29日まで  
A株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34.5.28」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年7月20日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、厚生年金保険被保険者期間が20年以上無ければ老齢年金を受給できなかったことから、申立人がその当時において脱退手当金を受給することに不自然さはないと見当たらぬ。また、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。